

# 平成29年度 第1回海老名市消防運営審議会報告

期 日：平成29年12月20日（水）

時 間：午後2時から

場 所：消防本部会議室

## 1 開 会

- ・開会宣言、資料確認等

## 2 消防長あいさつ

- ・本来なら会長から挨拶をするところだが、2年間の任期の始めで会長が選任されていないので消防長があいさつをする。
- ・海老名市は、海老名駅周辺商業施設等の開業により、市民を始め市外からの来訪も多く、大変賑やかになっている。
- ・消防行政をみると、東名高速道路の対応、さがみ縦貫道の対応、今年度は新東名一部供用開始が控えている。更に海老名駅を中心とする高層ビルが増えている。これらの対応をして行かなければならない。時代の変化に対応する消防力の強化が必要である。
- ・委員の皆様の忌憚のない御意見を賜り、今後の消防行政に生かしていきたいので、よろしくお願ひしたい。

## 3 自己紹介

- ・委員及び職員自己紹介

## 4 役員選出

### (1) 会長

- ・立候補者 なし
- ・推薦で決定

### (2) 副会長

- ・立候補者 なし
- ・推薦で決定

## 5 会長あいさつ

・只今、任命を受けたので、平成29年度・30年度の2年間会長を務めさせていただきます。私は2期目ですが、初めて委員になられた方もいますのでよろしくお願い致します。

本部から説明があると思いますが、様々な視点から御意見いただき、御審議いただきたいと思います。

今後も海老名市が安心・安全で暮らせるよう御協力をお願いします。

## 6 平成29年度主要事業計画及び進捗状況について

消防運営審議会条例 第6条第2項の規定により、委員8名のうち7名の出席。  
本会議が成立の旨報告。

同条例第6条第1項の規定により会長が議事進行。

### (1) 消防総務課

#### ア 消防本部の組織変更について (P 1)

消防総務課庶務係から資料のとおり説明

#### 【質疑】

なし

#### イ 消防庁舎の劣化度調査を実施について (P 2)

消防総務課庶務係から資料のとおり説明

#### 【質疑】

なし

#### ウ (仮称)消防署西分署の整備計画について (P 3)

消防総務課庶務係から資料のとおり説明

#### 【質疑】

なし

#### エ 学生消防団認証制度導入について (P 4)

消防総務課地域消防係から資料のとおり説明

#### 【質疑】

委員⇒学生と言うのは、どの段階を指しているのか。

消防総務課⇒高校生、大学生、各種学校に通っている学生が対象。全国的には大学生だが、本市では大学生だけではなく、各種学校に通っている生徒も対象。

委員⇒消防団員196人のうち女性が1人、学生が7人なのか。

消防総務課⇒現在女性は3名。

委員⇒女性が3人、学生が7人。今回は2人が申請したとのこと。数少ないね。学生の家賃補助制度も利用が少ない。地域振興条例で売り込むことで期待はしている。学生の就活サポートだけではなく、消防団協力事業所というのもありますよね。協力事業所はいくつか。

消防総務課⇒現在3事業所。

委員⇒認定期間はあるのか。

消防総務課⇒毎年更新。認定は、複数の団員がいる会社、災害時の協定を結んでいる会社。

委員⇒相模原市は2年更新。認定会社は入札に便宜が図られている。海老名ではどうか。

消防総務課⇒海老名でも同様。総合評価方式を使用し、便宜を図っている。

委員⇒消防協力員制度がありますよね。消防団OBの。

消防総務課⇒消防団OBも側面からバックアップしている。

委員⇒平成27年に7名増員したとあるが、現在は何人か。

消防総務課⇒91名。

委員⇒現在消防団の機構を変えて行こうと考えている。市民との距離感があると感じている。市民から敷居が高いと思われる。市民の方が入団しやすい形を考えている。今回入団の学生さんに女の子がいる。CAの専門学校に行っている。男性団員と同じ活動をしている。他の2名についても同様。これからは装備の面で、女性用更衣室、トイレ等の整備が、海老名の直面する問題である。これらは、「市民が参加しやすい分団」を作るため、必要なことである。

相模原市のことが出たが、団長、副団長は会議等で横の繋がりはあるが、団員となると他市の状況は分からない。これも現状である。御理解いただきたい。

委員⇒団員196名との報告があったが、消防団の条例定数はいくつか。充足率はいくつか。

消防総務課⇒条例定数は228人。充足率は85.9%。

委員⇒近隣と比べての状況はどうか。

消防総務課⇒近隣より低い。座間は高い。228人の定数の中で1個分団が休止している。現在9分団が休止中のため低い。9分団を除くと92%を超え、高くなる。

委員⇒先程の組織の説明の中で、通り過ぎてしまったが、中河内地区9分団は、休止している。この休止について、市民の方は、どう見ているのか知りたい。

委員⇒知らないのでは。地域で団員がいるのは知っていても、活動しているかどうかは知らないのでは。

委員⇒歳末警戒等については、隣接の分団が一緒に見てくれている。南分署でカバーしている。広域災害があった場合は、地元消防団が無いということになる。

委員⇒「〇〇分団出動」とかの放送が入ると、活動していることはわかるが、そうでないと分からない。消防団員の報酬とか手当とか、やりやすさは、近隣市と比べてどうか。近隣市より良ければ入団者も増えるのでは。

委員⇒手当等は、遜色がない。海老名市は、操法大会が毎年ある。近隣市では隔年だったりする。その訓練が少ない多いという差はある。どうやって皆さんに理解されるかを考えなければならない。

オ 消防ポンプ自動車(第8分団)更新について(P5)

消防総務課地域消防係から資料のとおり説明

【質疑】

なし

(2) 警防課

ア 「応急手当の普及啓発」と「自動体外式除細動器(AED)の有効活用」の取り組みについて(P6～8)

警防課救急救命係から資料のとおり説明

【質疑】

委員⇒公共施設というのは、どういうところを指しているのか。小田急や相鉄駅の駅舎に設置されているものは含むのか。

警防課⇒海老名市公共施設AED設置マップにあるとおり、海老名市で所管している施設です。

委員⇒そうすると駅舎などはどうなるのか。

警防課⇒現在、駅を始めとする事業所に設置されているAEDの設置場所等の調査が終了したところである。今後一般事業所に設置されているAEDを市民周知する資料を作成中である。

委員⇒AEDはこういうところにあるよと周知されてなんぼだと思うので、よろしくお願ひしたい。もう1点、AEDは実際に海老名市内で、過去にどのくらい使われたのか。また使用してどのくらい社会復帰しているのか。

警防課⇒公共施設で、電気ショックまで行った事例は3回。残念ながら3名ともお亡くなりになられている。市内事業所では、150ヶ所強の設置がされており、84回使用されているところまでは把握している。

委員⇒一般の方は、AEDのボタンを押すにも勇気がいると思う。このボタンを押しても死なない、法的に問題は無い等の説明があると使いやすいのではないかと思う。

委員⇒マップに使用可能時間の表記があると良い。小さな成功例がいっぱいあると、命が救えるんだということが分かると使用しやすいのでは。

会長⇒市民一人一人がもっともっとAEDが使えるということが必要だと思う。またこの表の29年度の受講者数は少なくないが、どう考えているのか。

警防課⇒年度表記となっているので、年度途中の数である。

会長⇒では、3月31日までであるということによいか。そうすればおのずと数値が上がる。

警防課⇒そのとおり。AEDの民間設置に関するアンケートには、近隣住民にも使用させていただけるかを含めて伺い、協力を得られた事業所をホームページ等で公開していく調整をしている。

委員⇒公共施設64か所、事業所150ヶ所では、少なすぎる。厚木市ではセブンイレブン全店に設置されている。行政指導で、設置できるのでは。不特定多数の出入りがあるところでは、バイスタンダーとしての協力も得られる。また普通救命講習を受けても、2年、3年で忘れてしまう。再講習をさせた方が良い。必須として、消防団員、女性防火推進員、市の職員には受講させた方が良い。

警防課⇒まずAEDの民間設置ですが、県内では大和市、厚木市、大磯町がコンビニ設置している。今後参考にしながら検討していく。普通救命講習Iを市の職員に毎年受講させ、2～3年ごとに再受講する体制を取っている。消防団員については、1日コースで毎年受講させている。また、資料7ページの応急手当普及員認定を24時間コースで今年度から始め、消防団員に受講させた。女性防火推進員についても2年毎に受講していただいている。

委員⇒消防団員については、24時間コースを4日間に渡って受講させ指導員となるが、仕事をしながら団員をしているため、指導員としての活動が加わると受講した団員に負荷が掛かることは間違いが無い。今後、どの階級の団員に受講させていくか等、課題となっている。

委員⇒応急手当普及員認定証を受けた後に、市や消防で継続性を持たせるためのシステムはあるか。健康普及員になると継続性を持たせるための講習や研修等がある。

警防課⇒認定証を受けた後は、普通救命講習が年間100前後あるので、時間がある時に、指導員として消防職員と一緒に参加してもらおう。これにより、維持してもらおう考えでいる。

委員⇒AEDが公用車に乗っているとされたが、救急要請した時に、近くを走っている公用車に連絡する体制はできているのか。

警防課⇒連絡体制は取っていない。市内を巡回しているとき、そういう場面に遭遇した時に使用するもの。

委員⇒走っている際に、都合よくそういう場面に遭遇するとは思えない。どこを走っているかが分かれば、早く手当が受けられるのでは。また自分でも普通救命講習を受けている。出掛けた際には、どこにAEDがあるか気になる。先ほどの話で、事

業所に設置されているのを知っていても勝手に使用できないとのことでドキッとした。使い方だけ知っていてもダメであるということであるなら、早く手当をし、使えるようにして欲しい。講習を受けなくても、自治会等の自主防災訓練にAEDを持って行き、まずは多くの人に見て、触ってもらうことが良いのではないかと思う。こんなに簡単に使えるのかということを知ってもらうことができる。

警防課⇒AEDの補足。商業施設等、誰でも使用できるように設置されているものは、使用できる。事業所などの閉鎖されているところに設置されているものを使用しようとした時に、守衛等と言って、直ぐに借りることができるようにするために調整しているもの。

#### イ 車両更新について(P 6～8)

警防課警防係から資料のとおり説明

##### 【質疑】

委員⇒免許制度の改正により、これから消防団に入ろうとする若者は、普通自動車運転免許では、分団車両の運転はできない。重さで不可となる。

会長⇒消防車両の見直しについて、まだ先の話だと思うが、どういう風に考えているのか。普通運転免許では乗れない。

委員⇒実例では、座間市は、車両を買い替えている。可搬ポンプ車という、自動車ではないものを車に載せている。そうすると操法大会もポンプ車の部と可搬ポンプの部と2つやらなければならない。海老名では難しい。

会長⇒今日明日の問題ではないが、考えていただきたい。

#### (3) 予防課

##### ア 予防課主要事業について(P 12)

予防課審査係から資料のとおり説明

##### 【質疑】

なし

##### イ 海老名市火災予防条例等の一部改正について(P 13)

予防課査察係から資料のとおり説明

##### 【質疑】

副会長⇒公表制度の内容の中で、2の2項のニ、カラオケボックスは無いのか。

予防課⇒市内のカラオケボックスは複合施設に含まれ、表右側の16項イの341件の中に含まれる。

副会長⇒地下にあるカラオケは逃げ道が無く、火災があったら死んでしまう。スプリンクラーなどはあるのか。

予防課⇒あるはず。確かめておく。

副会長⇒表の数が0というのは、公表数か。

予防課⇒表は市内の防火対象物件数で公表件数ではない。公表は、平成30年4月1日施行。今回の議会で可決を得たので、本日若しくは明日あたりに公布される。この表の見方は、例えば1項イの劇場、映画館、演芸場等が市内に5件あるということ。このうち、屋内消火栓、スプリンクラー、自火報が設置されていないものが公表の対象となる。カラオケボックスだけという施設が2項ニとなり、駅前の地下にあるカラオケボックスは、洋服屋、医療機関等のある建物の中にあり、複合施設となる。

#### (4) 警備課

##### ア 災害出動件数について(P14)

消防署警備課から資料のとおり説明

#### 【質疑】

委員⇒救急件数のうち軽傷が多い。3市消防指令センターについては、まさに広域トリアージを実戦で行っているということが良く分かった。先日ヘリポートで自然災害を想定したドクターヘリの訓練を見た。あれは、何回かやっているのか。

警備課⇒毎年実施している。

委員⇒ドクターヘリは東海大学からですよ。近いので陸路の方が早いと思うが、ドクヘリを使うことがあるのか。

警備課⇒東海大学病院から5分位なので、準備を含めても陸路より早い。患者と接触して高エネルギー、重篤等の場合、大学病院に連絡し、ドクヘリを依頼している。場所にもよるが、陸路だと15~20分かかってしまう。

委員⇒火災出動の所で、誤報は含まれているのか。誤報は、どのくらいあるのか。

警備課⇒誤報は、件数には入らない。手元にデータがない。

委員⇒今、分かれば知りたかった。

(5) その他

委員⇒これから年末年始にかけ、いろいろと大変なことがあるでしょうが、署員の皆様には、体調管理をしっかりしていただき、市民の安全安心に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

7 閉 会